

意思決定に向けた支援プロセス ～支援付き意思決定と代理代行決定～

成年後見制度利用促進専門家会議委員
日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員
三部会(成年後見制度・意思決定支援部会)部会長
法テラス埼玉法律事務所シニア常勤弁護士
一社)日本意思決定支援ネットワーク副代表

水島俊彦

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドライン研修

1

国内のさまざまな「意思決定支援」 ガイドライン (2020.8時点)

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(2018.3 厚生労働省 医政局総務課)
 - ◆ **身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン** (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン (仮)**
(2020.秋予定 意思決定支援ワーキング・グループ)

2

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援 ガイドライン(2017.3.31厚生労働省)

意思決定支援とは、

(目的)

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に
関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、

(手段)

- ① **可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、**
- ② **本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、**
- ③ **支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、
最後の手段として本人の最善の利益を検討するために
“事業者の職員”が行う支援の行為及び仕組み**

3

4

支援付き意思決定のプロセス

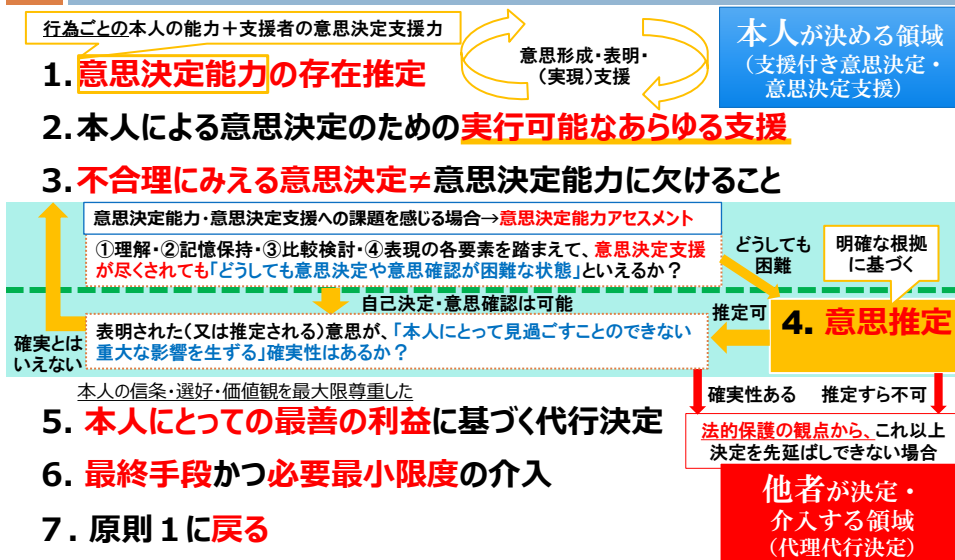
①意思決定支援

: 可能な限り**本人が自ら意思決定できるよう支援する**

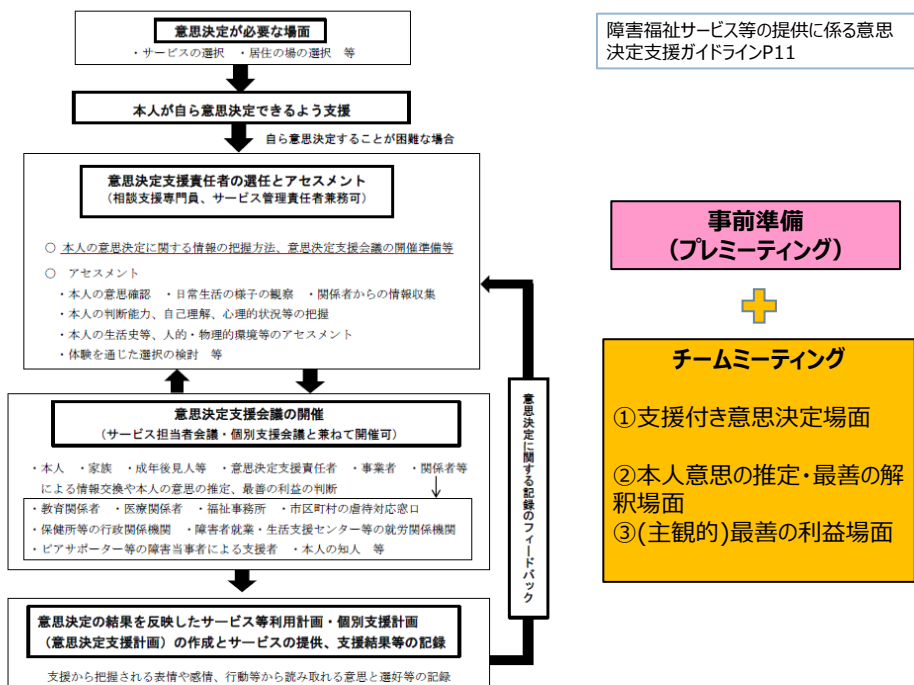
4

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3



5



6

「意思決定支援」における基本視点

7

◆ 本人中心主義 (パーソン・センタード)

あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている = 対等なパートナーとして、意思決定の中心には常に本人がいる。

- ◆ 常に自問自答すること。
- 本人が自己決定するためのベストチャンスを与えられているか？



- 1 環境はふさわしいか。決定を議論するのに適切な時期か
- 2 十分な時間と十分な情報や明確な選択肢が与えられているか
- 3 写真や映像等、本人が理解しやすい形で情報提供されているか
- 4 利益、不利益、予想される結果（見通し）を議論しているか

85

7

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン 7 頁参照

意思形成支援のポイント

適切な情報、環境、認識の下で意思が形成されることの支援

- ✓ 支援者の価値判断が先行していないか？
 - 判断の前に本人の希望に着目し、「開かれた質問」で尋ねる。
- ✓ 本人の「理解」と支援者の「理解」に相違はないか？
 - ご本人に説明してもらおう。同じ趣旨の質問を、時間をおいて、違う角度から行ってみる。
 - 説明された内容を忘れてしまうことがあるため、その都度説明する。
- ✓ 選択肢の提示する際の工夫ができていないか？
 - 比較のポイント、重要なポイントをわかりやすく示す。
 - 文字にする。図や表を使う。= ホワイトボードなども活用
- ✓ 他者からの「不当な影響」はないか？

8

支援付き意思決定時における 実践技法の例

- ▶ 傾聴
- ▶ 最低限の励まし—「うんうん」、「そうだね」など
- ▶ オウム返し—ミラーリング
- ▶ 感情の反射
- ▶ 言い換え—リフレーミング
- ▶ 焦点づけ
- ▶ 開かれた質問と閉ざされた質問
- ▶ 沈黙
- ▶ 意味を見出す—語られてる内容に囚われず、本当の意味を探す
- ▶ 対立化—本人に語っている内容の矛盾に直面させる
- ▶ 要約

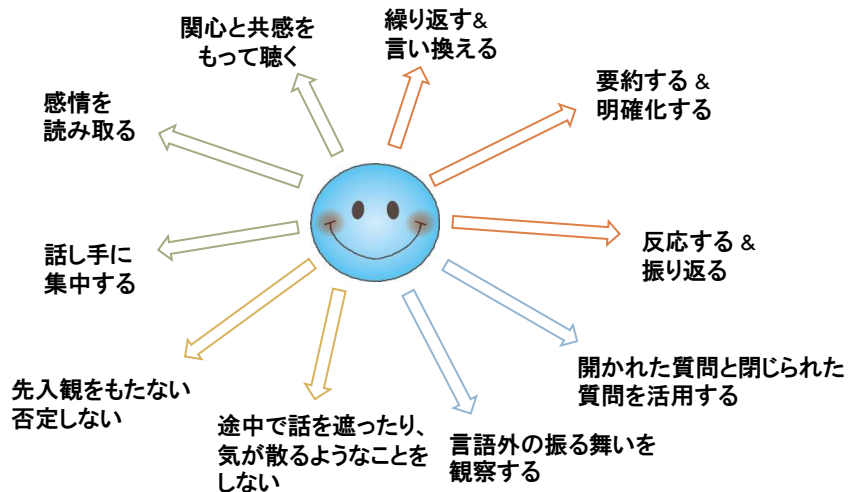
支援付き意思決定の核心は、本人の奥底にある
希望(感情)を引き出すこと

9

基本姿勢 = 傾聴(Active Listening)

傾聴とは、**相互理解を促進**するための、相手に対する**聴き方と反応**の方法をいう。

by Conflict Research Consortium, University of Colorado, USA



10

10

意思表示支援のポイント

形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

- ✓ **決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？**
 - 時間をかけてコミュニケーションを取る。
 - 重要な意思決定の場合には、時間を置いて、再度、意思を確認する。
 - 時間の経過や置かれた状況によって意思は変わりうることを許容する。
- ✓ **本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性があるか？**
 - これまでと異なる判断の場合には、より慎重に本人の意思を吟味する。
 - 表面上の言葉にとらわれず、本人の心からの希望を探求する。
- ✓ **意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？**
 - 意思決定支援者の態度、人的・物的環境に配慮する。時には、いつものメンバーとは異なる支援者が意思を確認してみることも必要。

11

パートナーとの多様なコミュニケーション方法について



- タブレットやiPad
- 音
- ボディーランゲージ
- 表情
- 目, 頭, 手の動き
- 姿勢
- マカトンサイン・手話
- 補助・代替コミュニケーション (AAC) ex. トーキングマット
- 各種コミュニケーションツール
- ビジュアル(絵, 文字, 写真)等



86

12

意思実現支援のポイント

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

自発的に形成され、表明された本人の意思※について、

- ✓ 本人の能力を最大限活用できているか？
- ✓ 意思決定支援チームが協働できているか？
- ✓ 活用可能な社会資源を適切に利用できているか？



実現それ自体より、本人と一緒に実現を目指していく過程が重要。本人を抜きにして、何でも「やってあげる」という姿勢は実現支援ではなく「代行決定」。

※他者から見て合理的かどうかを問うものではない。

※**体験**（小さな実現支援）を通じて意思形成され、過去の表明内容が変更されることもある。

13

14

意思推定・代理代行決定への移行

本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合の・・・

② 本人意思の推定 (意思と選好に基づく最善の解釈)

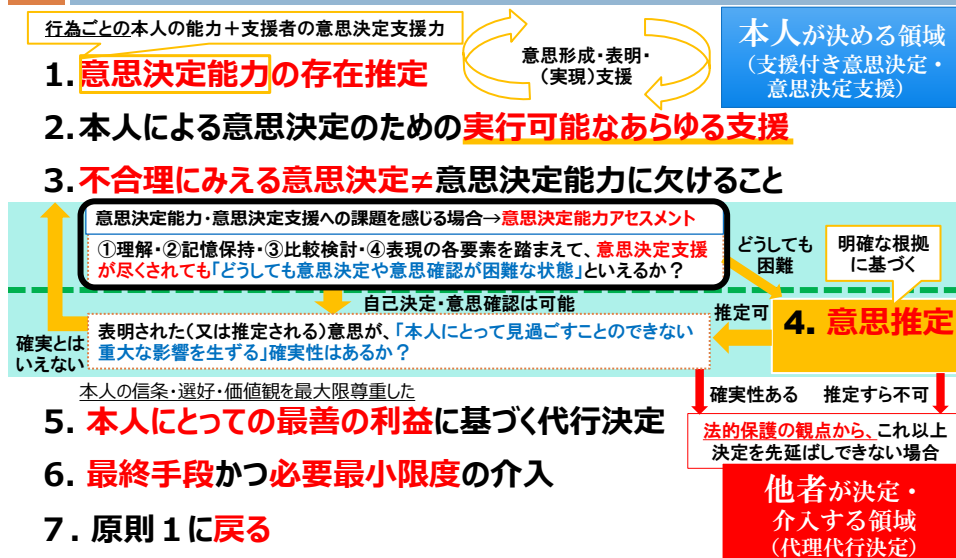
本人意思の推定すら困難な場合／法的保護が求められる場合の・・・

③ 本人にとっての最善の利益に 基づく代理代行決定(法的保護)

14

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3



15

支援付き意思決定からの移行場面 —意思決定能力アセスメント—

16

支援付き意思決定の場面からの移行が検討されるべき場面

②本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合

→本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、**根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定**する。

③本人の意思推定すら困難な場面

→最後の手段として、本人の**最善の利益**を検討。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン P5

・・・では、どこまでの支援を尽くせば【どうしても困難】と云うのか？

16

「意思決定能力」 ＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

17

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン4頁 脚注ix 参照

1. 本人の意思決定能力は**行為内容により相対的に判断**される。選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまでである。
2. 意思決定能力は、あるかないかという**二者択一的ではなく（連続量）、段階的・漸次的に低減・喪失**されていく。
3. 意思決定能力は、**社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化**する。



本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、意思決定支援者の支援力によって変化する。

17

「支援者側の支援力」・・・具体的には？

18

- | | |
|---------------|---|
| ① 理解 | 意思決定に関連する情報を本人が理解できるよう、 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ② 記憶保持 | 情報を必要な時間、本人が頭の中に保持できるよう、 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ③ 比較検討 | その情報に基づく選択肢を本人が比較検討できるよう、 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ④ 表現 | 意思決定の内容を本人が他者に伝えることができるよう、 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |



決めなければならない場面までに、自己決定するためのベストチャンス（最適な環境設定）を最大限提供したにもかかわらず、「どうしても自己決定や意思確認が困難」と言い切れるかがポイント

18

アセスメント実施時の質問例と留意点

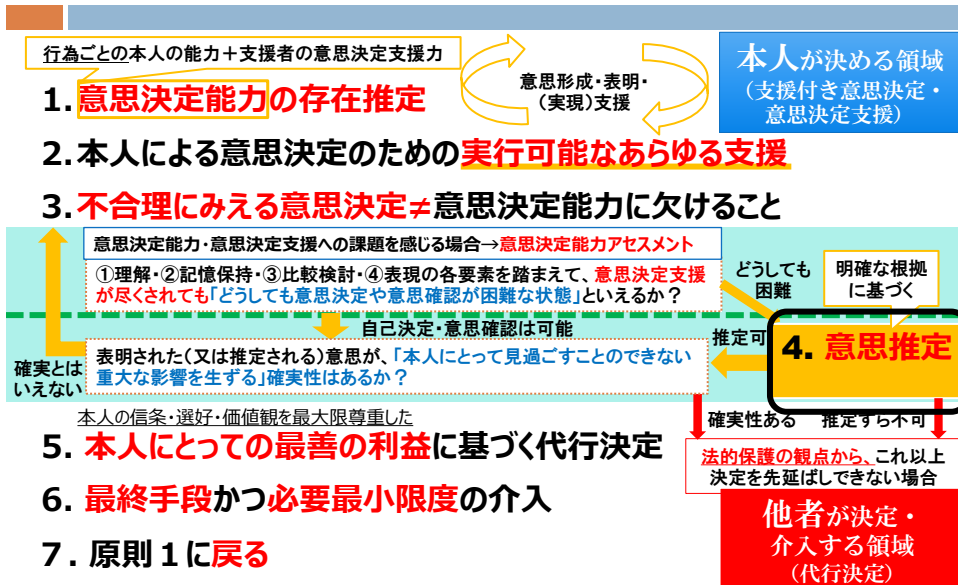
19

- 現時点で考えられる選択肢について教えてください？
- ~を選択するとどのような結果になると思いますか。その結果を受け入れられますか？
- どのようにすれば、希望する選択肢にたどり着けると思いますか？
- 仮にその選択をしないとしたら、他にどのような選択肢があると思いますか？
- ~という選択肢は、どのような点であなたにとって良いことがありますか？
- 反対に、~という選択肢は、どのような点であなたにとって悪いことがありますか？
- ~の選択肢を選んだ場合に、どれくらい成功／失敗する確率があると思いますか？
- その成功／失敗は、あなたにとってどれくらい重要な意味をもちますか？
- もし「○○（予測される未来）」になった場合には、あなたならどうしますか？

- ①アセスメントの手法としては、口頭によるシンプルな質問のほか、**写真を用いた質問、バランスシートを一緒に作りながらメリットとデメリットの検討を行う**といった方法がある。
- ②**意思決定能力は本人の能力と支援者の支援力の総体**として評価されるため、掲げた質問事項について、本人が4要素を充足できるよう可能な限りの支援することが必要。
- ③高度な水準の理解度を求めるものではなく、**意思決定の核となる部分の理解**があれば足りる。

19

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～ ver.3



20

「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」だと考える前に考慮すべきこと

21

逆から捉えると、「支援者側が支援付き意思決定の支援を尽くしたといえる場合」とは？

- ✓ 本人にとって意思が表出しやすい又は意思決定がしやすくなる**日時・場所の設定**がなされている
- ✓ 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、**面談・会議等における参加者の構成**を工夫している（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）
- ✓ 本人が意思決定をするために**十分な時間、情報（メリット、デメリット、結果の見通しを含む）**、**選択肢**が与えられている
- ✓ 本人にとってわかりやすい**言葉遣いの工夫**がされている
- ✓ 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が**理解しやすい形で情報が提供**され、かつ、**意思疎通手段の工夫**がされている
- ✓ 体験の機会等を提供し、**本人の意思形成支援や意思確認**を試みている
- ✓ 本人、関係者からの**情報収集**を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するよう努めている
- ✓ 「意思決定支援」に関する**実践記録**を積極的に残している

21

「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」の対応

22

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインP4

本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、**根拠を明確にしなが**ら**障害者の意思及び選好を推定**する。

22

本人意思の推定(本人の意思と選好に基づく最善の解釈)を行うには？

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインP15,17参照

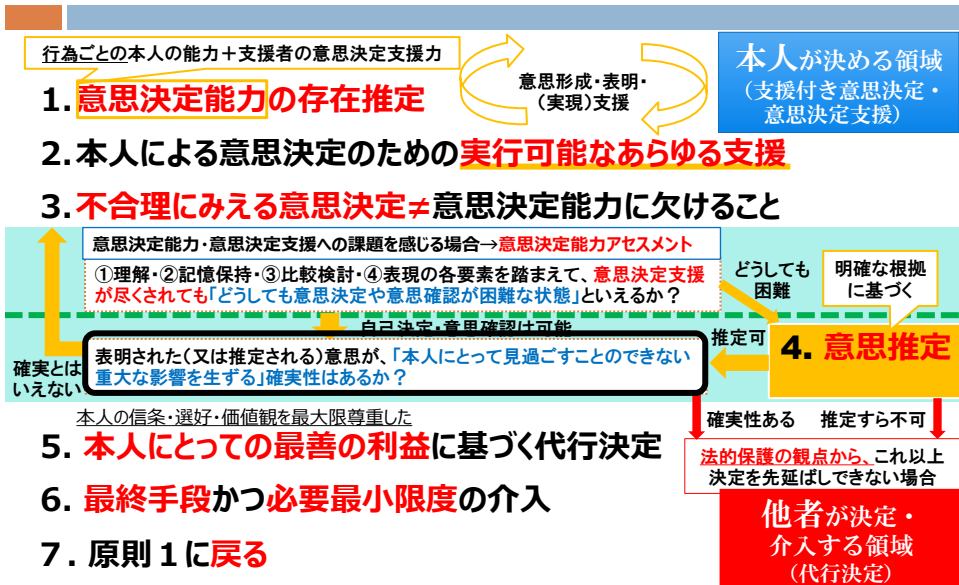
23

- 本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積する。
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が、関連情報を複合的視点で評価する。



23

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～ ver.3



24

意思決定支援の限界

25

これらのプロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではありません。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響（※）が生ずる場合でない限り、尊重される。

※「重大な影響」といえるかどうかは、

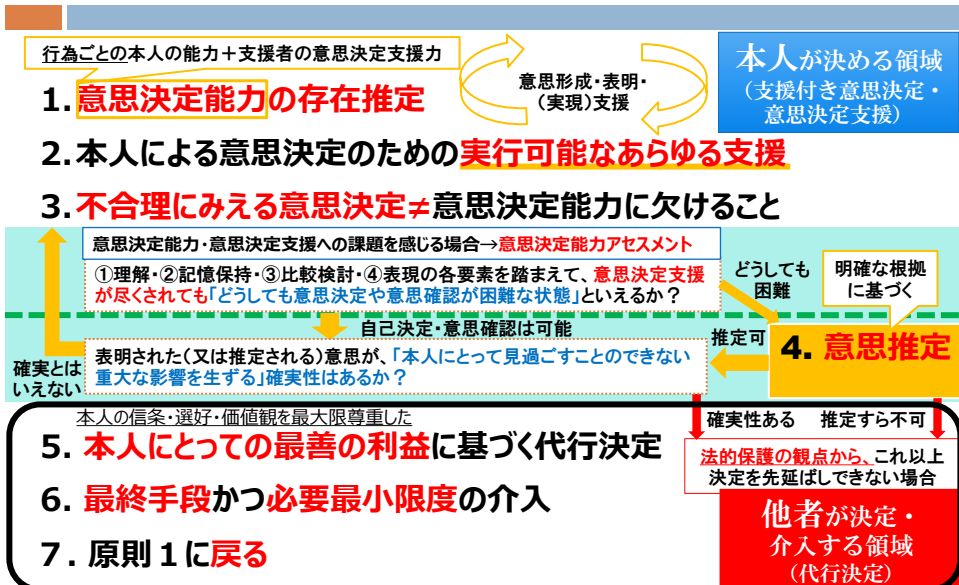
- 本人が他に取得可能な選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
 - 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
 - その発生の（高い）可能性・・・（高度の）蓋然性があるか
- 等の観点から慎重に検討される必要があります。

例) 自宅での生活を続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合
本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインP3参照

25

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～ ver.3



26

「本人意思の推定すら困難な場合」の対応

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインP5

27

最後の手段として、関係者が協議し、**本人にとっての最善の利益**を判断せざるを得ない場合がある。

1. (本人の立場からみた) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

2. 相反する選択肢の両立可能性の模索

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

3. 自由の制限の最小化

行動の自由を制限することが本人にとっての最善の利益であるとしても、他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

27

本人の意向・感情・価値観を重視した「最善の利益」に基づく代理代行決定

28

◆「最善の利益」自体の**定義は設けられていない**。

→人それぞれの価値観は違うため、一般論として決められるものではない。

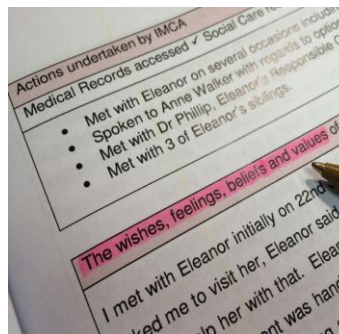
× 周囲（後見人・隣人・支援者）の思惑

× 「自分ならこうする」「この方が本人のためだ」という第三者的・倫理的な価値観＝「客観的」最善の利益

○ 「本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮＝「主観的」最善の利益

→「最善の利益」に基づく場合、**本人の推定意思に反してでも第三者の介入が許容される場合がある**。権利侵害のリスクがあるため、チームによる複合的視点での、信頼できる根拠に基づく慎重な吟味が必要。

注意! 最善の利益はあくまでも「代理代行決定」の場面で用いるものであって、「支援付き意思決定」の場面で用いられるべきではありません。



28

「最善の利益」に基づく代理代行決定を行う前に考慮すべきこと

29

- 本人自身が最善の利益を判断する過程に参加・関与できるように促す
- 決定に関わるあらゆる状況を考慮する（+バランスシートアプローチ）
- 本人の価値観（要望・感情・信仰等）を見極める
- 本人の年齢や、容貌、様子や行動などからの思い込みによる決定を避ける
- 本人の意思決定能力の回復の可能性を考え、緊急でない限り本人の意思決定を待つ
- 生命維持装置に関する意思決定については、本人の生活の質に関する推測をしながら、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされてもならない
- 本人に関わる適切な人物に接触し、本人に関する情報を取得する
- 本人への権利制限をできるだけ避ける

英国MCA2005
行動指針参照

29

代理代行決定の限界

30

これらのプロセスを踏めばあらゆる代理代行決定が許容される、というわけではありません。

改正民法第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

<出来ない行為の例>

- 結婚、養子縁組、離婚、離縁、といった身分行為の代理
- 法律上の権限又は裁判所の許可を得なければできない代理行為
例) 「意思能力」が欠けている本人の預貯金の引出・口座の維持管理、不動産その他金融資産の処分
「意思能力」が欠けている本人の賃貸借契約、施設入所契約



成年後見制度の活用

30

法的保護・権利擁護の観点から 「介入」せざるを得ない場面とは？

31

以下のような状態が生ずる**可能性が高い**場合又は**現に**発生している場合で、かつ、**これ以上決定を先延ばしできない**場合には、第三者が介入せざるを得ないこともあります。

- 他者を**害する**状態（例：意図的かつ**重大な**（※1）権利侵害・犯罪行為）
- 本人にとって**見過ごすことのできない重大な影響**が生ずる状態（例：深刻なセルフネグレクト、他者からの虐待、自殺未遂の反復）等



司法機関・行政機関・医療機関等による 法的保護・権利擁護のための「介入」もありうる（※2）

- ※1 他者の権利との緊張関係があることのみをもって、直ちに「他者を害する」と安易に解釈すべきではない。
- ※2 刑法、刑事訴訟法、精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するか否かによって判断される。ただし、意思決定支援・代理代行決定のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

31

意思決定支援に関する参考文献のご紹介

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に関心があるなら…

日本福祉大学権利擁護研究センター（監修）、
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留（編集）

権利擁護がわかる意思決定支援：法と福祉の協働
（ミネルヴァ書房／2018. 6）



意思決定支援のためのツールや本人情報シートの使い方を知りたいなら…

公益財団法人 日本社会福祉士会（編）

意思決定支援実践ハンドブック：「意思決定支援のためのツール」活用と「本人情報シート」作成
（民事法研究会／2019. 7）



各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら…

名川勝・水島俊彦・菊本圭一（編著）

**事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック**
（中央法規／2019. 12）



32